

いじめの防止等のための基本的な方針



浜松市立南の星小学校



目 次



1	はじめに	1
2	いじめの防止等のための基本的な考え方	2
	（1）いじめの定義	
	（2）いじめの理解	
	（3）基本的な考え方	
3	本校におけるいじめの防止等のための対策	5
	（1）方針の策定・見直し	
	（2）組織の設定	
	（3）いじめの未然防止	
	（4）いじめの早期発見	
	（5）早期対応「いじめに対する措置」	
4	重大事態への対処	12
	（1）重大事態の発生と調査	
	（2）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
5	本基本方針の改変	14

浜松市立南の星小学校 いじめの防止等のための基本的な方針

1 はじめに

どんな子供でも、他人をけなしたり、いじめたりしてしまう可能性はあります。なぜなら、学校や家庭、社会の中で自分の思うようにいかないことや不安に感じることはたくさんあり、子供たちは、それらに対する対応の仕方を十分に身に付けていないからです。また、いじめに対して正しく理解していないことが原因で、間違った判断や行動をする場合もあります。加えて、物事を多面的にとらえたり、自分の感情をコントロールしたりする力も十分とは言えません。

しかし、だからといって、いじめてよいということにはなりません。私たちは、「いじめは、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではない」ということを心に刻まなければなりません。なぜなら、いじめは被害にあった子供の、人としての誇りや尊厳を踏みにじる許されざる行為だからです。いじめに関わった子供の自覚があるなしに関係なく、その行為は時として被害にあった子供の命に関わる事態を招くこともあります。また当然のことながら、加害者、そしてその周りにいた傍観者も含めた多くの子供たちに悪い影響を与えます。

そこで私たち大人は、全ての子供の健やかな成長を育むために、子供たちがいじめに対して正しく理解するよう教え、いじめのない安全な学校や社会をつくるように努めなければなりません。またいじめは、大人に見つからないように行われることが多いことから、被害者の早期発見だけでなく、いじめの傍観者を「物言わぬ多数派」から「思いやりのある集団」に変える教育を実践することが重要です。加えて、いじめを受けている子供がいた場合には最後まで守り抜くとともに、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導することが大切です。いじめのない学校や社会をつくるためには、全ての大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して協力していく必要があります。

本校でも、施行された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ計画的に推進するために、「南の星小学校いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、子供を中心に据えて、保護者と教職員、地域の方々が力を合わせて問題解決に当たり、子供の健やかな成長が図られることを願っています。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条）をいいます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた子供の立場に立つことが必要です。また、いじめには多様な表れがあることに留意して、いじめに該当するかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子や周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。

(2) いじめの理解

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失う等、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかったり閉鎖的だったりする問題、「観衆」としてはやし立てたり面白

がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

(3) 基本的な考え方

「児童等は、いじめを行ってはならない。」(法第4条)

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこにでも起こりうることを踏まえ、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きたとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついています。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その解消は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子供を育成し、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめに向かわない子供を育てていきます。学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応します。学校や家庭、地域等が連携し、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいきます。

ア いじめの未然防止

乳幼児期から青年期にかけて、子供は家庭や様々な集団の中で共感的な触れ合いを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築いていきます。この過程において、一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を醸成し、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域等それぞれが連携して、個の自立を目指すことが大切です。周囲の大人が温かく見守る中で、子供は、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさ等を学び、社会の一員として自立していきます。

そのために学校は、子供と教職員との信頼関係を大切にし、子供同士の望ましい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団づくりに努めます。

家庭は、子供との触れ合いや対話を大切にします。子供をありのままに受け止め、子供が安心感や信頼感で満たされるよう努めます。

地域は、規範意識や人権感覚が磨かれる実践の場として、地域住民が連携して、子供を温かく、時に厳しく見守ります。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見には、いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるとの観点から、学校、家庭、地域が一体となって、子供を見守る体制を整えることが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ています。深刻な事態を招かないためにも、周りの大人が常に子供に寄り添い、子供たちのわずかな変化を手がかりにいじめを認知します。

学校は、いじめを訴えやすい体制の充実に努め、子供や保護者、地域住民からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認します。また、日ごろから、定期的なアンケート調査を実施する等、積極的ないじめの認知に努めます。

家庭では、日ごろの対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供の様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努めます。

地域は、地域で起きたいじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する等連携して対応します。

ウ いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態を招かないように、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応します。

いじめを受けた子供への支援、いじめた子供や周囲の子供への指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立て、対応します。

エ 地域や家庭との連携

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について地域、家庭と連携し対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

オ 関係機関等との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力に加え、関係機関と適切に連携します。

- ・日ごろから、学校と警察や児童相談所等の関係機関との連絡を取り合い、情報共有体制を構築します。
- ・必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を行います。
- ・学校以外の相談窓口として、教育相談支援センター、人権啓発センターや法務局等について、子供や保護者等へ周知します。

3 本校におけるいじめの防止等のための対策

(1) 方針の策定・見直し

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下のように教職員がもつべき、いじめ問題についての基本的な考え方を示します。

- ・いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものです。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。
- ・いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいものです。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方は間違っています。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触します。
- ・いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題として受け取られます。
- ・いじめは家庭教育の在り方にも関わりがあります。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題です。

(2) 組織の設定

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。

いじめ防止対策委員会

〈構成員〉

校長、教頭、教務、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、駐在所警察官

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること。
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが児童の心身に及ぼす影響に関する理解を深めること。

〈開催〉

学期1回を定例とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

(3) いじめの未然防止

ア 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感をもたせます。また、特別活動や行事等を通して、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳や心の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導します。さらに、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを周知させます。

- 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、達成感や成就感をもたせます。
- 道徳教育、命を大切にす教育（心の時間）、人間関係づくり実践プログラム、人権教育の取り組みを計画的に指導します。
- 自然体験や福祉体験など発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れることで、児童の活動意欲を高めます。
- 教職員の不適切な発言や行動がいじめを助長することを認識します。
- 学校全体で暴力や暴言を排除します。
- 「はままつマナー」を活用し、児童の自発的な活動を支援します。
- 授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年便り等により、いじめ防止対策や対応のしかたについて啓発に努めます。

イ インターネットを通じて行われるいじめの対策

児童及び保護者が、インターネットで送信される情報の特性や発信者の匿名性などを理解し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、啓発活動や情報教育の充実（情報モラルの研修会の実施等）を図ります。

(4) いじめの早期発見

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童や保護者の悩みや不安を積極的に受け止めます。

(ア) いじめ調査

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施します。

- ・児童対象にいじめアンケート調査を学期に1回実施
- ・保護者対象にいじめアンケート調査を年1回実施（12月）
- ・学校生活調査の実施（6月、11月）

※調査を受けて心配な児童には、教育相談や個別に話を聞く機会をもつなど、児童の周囲の人間関係にも気を遣いながら、いじめの早期発見につなげていく。

（イ） いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制を整えます。

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用した教育相談実施
- ・いじめ相談窓口の設置

ア 学校におけるいじめの相談窓口・通報窓口

教頭、教務、生徒指導主任、いじめ対策コーディネーター

電話 425-6900

※いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ 学校以外にいじめの相談口・通報窓口

「いじめ子どもホットライン」

電話 451-0022

（ウ） いじめの早期発見

教職員は、いじめの早期発見のために次のような活動を行います。

- ・授業以外の活動での児童の人間関係を定期的に観察
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用
- ・いじめがあった場合の児童の表れの具体例を保護者に示す機会の設定とその際の対応のしかたなどの啓発
- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と児童、保護者との連絡を密にし、気になる内容については、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応

（エ） いじめの防止に関する教職員の資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上を図ります。

（5） 早期対応「いじめに対する措置」

いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせると共に再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援といじめを行った児童への指導と

その保護者への助言を継続的に行います。

ア 発見から組織的対応

1 いじめの情報を確認

- ・いじめが疑われる行動や遊び、言葉、日記から確認
- ・児童、保護者からの訴え
- ・アンケートから発見
- ・職員間の情報提供

認知した教員、担任
学年主任
いじめ対策コーディネーター
生徒指導主任
教務主任
教頭
校長

2 いじめ防止対策委員会

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

校長、教頭、教務、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、該当学級担任、学年主任、養護教諭、SC、SSW、PTA会長、警察等

3 対応や方針の決定・役割分担

- ①情報の整理
- ②対応の方針
 - ・緊急度、危険度の確認 「自殺」「暴行」等
- ③役割分担
 - ・関係者からの事実聴取と支援・指導担当
→該当学級担任・学年主任
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当
→いじめ対策コーディネーター・生徒指導主任

4 事実関係の究明と支援・指導

- ・いじめの状況の聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者、周囲にいる子供、加害者に行う。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進めて、情報提供者についての秘密は厳守する。
- ・いじめ加害者が被害者や情報提供者に圧力を掛けることを防ぐ。
- ・関係者の間にトラブル等を生じさせないように、いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有する。また、そのために必要な措置を講じる。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

- ① いじめ被害者への対応

心のケアに努め、安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、いじめられた児童を守ります。
 - 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導や対応について伝えます。
 - いじめられている児童のよさや優れているところを認め、励まします。
 - 継続的に観察や声掛けを行い、見守りながら、不安や悩みの解消に努めます。
 - 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行います。
- 〈保護者に対して〉
- 保護者のつらい気持ちや不安を共感的に受け止めます。
 - 子供の家庭での様子の変化など、気になることは何でも相談してほしいことを伝えます。

② いじめ加害者への指導・対応（複数の教員で対応・記録の保存）

いじめ被害者の気持ちを考慮した指導・対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては、毅然とした態度で指導します。
 - 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
 - 間違った考えを修正し、他者への共感的な気持ちをもたせます。
 - いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁をさせません。
 - 観察や面談を通して、成長を確認していきます。
 - 授業や諸活動を通して、良さを認め、充実した学校生活が送れるように励ましていきます。
- 〈保護者に対して〉
- 正確な事実関係を説明します。また、いじめられた子供やその保護者のつらく悲しい気持ちを話し、よりよい解決を図ろうとする周囲の思いを伝えます。
 - 子供のよりよい変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考えていきます。

◎出席停止制度の児童・保護者への周知

出席停止制度については、その活用を図るため、制度活用上の留意点や出席停止期間の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図ります。

③傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に教師が児童と共に本気で取り組んでいる姿を示します。
- 周囲ではやし立てていた子、傍観していた子にも問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- 被害児童には、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考え

させます。

○いじめを見た場合、見付けた場合、今後どのように行動したらよいのか考えさせます。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いをし、「物言わぬ多数派」から「思いやりのある集団」に変えていきます。

イ 事実の究明、確認のための手順

いじめられている児童からの訴えがなかったり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあったりするなどの理由で、必要な対応を欠くことがないようにします。

(ア) いじめられた児童本人に複数の教員が事情を聞きます。

- ・いじめられている児童については、加害児童からの仕返しや再度のいじめに対して、学校が徹底して守り通し、心のケアをしていくという姿勢を本人に伝えます。
- ・継続的ないじめの場合、まず身近な事実を詳細に明らかにします。また、今までこうしたいじめがいつごろから続いていたか、他の子からもいじめられたことがないかなどの全体像を明らかにします。
- ・いじめられた児童への質問は1人の教員が行い、もう1人の教員は記録をします。記録者の質問等は、質問担当教員に伝えてから行います。

(イ) いじめられた児童の友人及び目撃した児童等からの情報収集等を迅速に行います。

- ・いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童には徹底して守り通すということを話します。

(ウ) いじめた児童から個別に複数の教員が事情を聞きます。

- ・いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感や疎外感を与えることがないようにします。
- ・継続的ないじめの場合、まず最近の事実を詳細に明らかにします。また、いじめをいつごろからしていたのか、他の子もいじめていたという事実がないかなどの全体像を明らかにします。
- ・いじめのきっかけやいじめをしていたときの気持ち等は、事実確認とともに聞き取っていきます。
- ・いじめは非人間的な人権を脅かす行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるように根気強く継続的に指導していきます。
- ・いじめた児童への質問は1人の教員が行い、もう1人の教員は記録をします。記録者の質問等は、質問担当教員に伝えてから行います。

(エ) いじめられた児童、目撃していた児童、いじめた児童の話統合し、事実を再度個別に複数の教員が確認します。

- ・矛盾等が生じた場合、いじめられた児童、いじめた児童に丁寧に聞き取りをします。
- ・目撃者から事実確認をする際、いじめを告げたことによっていじめられるおそ

れがあると考えている児童には、徹底して守り通すということを話します。

(オ) 両者の聞き取りをつきあわせ、事実関係を確認します。

- ・ いじめられた児童、いじめた児童、複数の教員で時間の流れを追って、一つ一つ両者に確認します。
- ・ 事実がはっきりしない場合は、情報収集のため必要に応じたアンケートを実施します。

(カ) 事実関係を基に、児童に自省を促します。

- ・ いじめられた、いじめをしたきっかけやその気持ちを自分から述べさせます。
 - ①自分がしたことよくなかったこと、まちがっていたこと
 - ②相手にしてもらいたくないこと、してもらいたかったこと
 - ③相手に対してこれから自分はどうすればよいか、相手に伝えたいこと
- ・ 児童の成長につながる働き掛けをすることを第一とします。

ウ 保護者との連携

(ア) いじめ被害者の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・ 学校として徹底して子供を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・ 対応経過を伝えるとともに、保護者から子供の様子について情報提供を受けます。

(イ) いじめ加害者の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子供を送り届けながら家庭訪問をし、事実を経過とともに伝え、その場で子供に事実の確認をするとともに、相手の子供の状況を伝え、いじめの深刻さを話します。
- ・ 指導の経過と子供の変容の様子を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・ 学校は、いじめの事実について細かく指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

(ウ) 関係機関との連携

- ・ 警察への通報など関係機関との連携
 - ※犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合を言います。

- ・ いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (ア) 子供が自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめが原因で子供が相当の期間（年間 30 日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- ・ 子供や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

イ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態と思われる事案が発生した場合には、学校は重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で、学校は直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。なお、報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体を決定し、調査組織を設けます。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施し、客観的な事実関係を明らかにします。教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行います。

ウ 調査を行うための組織

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。教育委員会が調査を行う際には、学校に設置されているいじめの防止等の対策のための組織を招集し、連携を図ります。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれが関わり、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

(ア) いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合の調査

いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子供から十分に聴き取るとともに、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うこと等が考えられます。この際、いじめを受けた子供を守ることを最優先とした調査を実施します。これらの調査に当たっては、「いじめについて理解を深めるいじめ対応の手引き」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会

が積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携したりして対応します。

(イ) いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合の調査

子供の入院や死亡等、いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合は、学校及び教育委員会は、当該子供の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議した上で、着手していきます。調査方法としては、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

オ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめに関わった子供及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった子供やその保護者に対して説明します。

これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、子供のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(イ) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

カ 相談体制の整備

教育委員会は、在籍する子供及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

キ 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にし、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を求めています。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を行います。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめに関わった子供及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を報告します。

イ 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により浜松市いじめ問題再調査委員会(仮称)を設置します。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命します。その際、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者とします。

なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者で

はない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を保つよう努めます。

ウ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告します。

市長、教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を行います。

必要な措置としましては、教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の追加配置等の支援が考えられます。

市長事務部局は、いじめ防止等のための対策を推進するために、必要な財政上の措置並びに青少年健全育成の観点に基づく措置が考えられます。

5 本基本方針の改変

本基本方針の改変は、3（2）「組織の設定」に示した『いじめ防止対策委員会』において、協議し、常に見直します。

本基本方針は、平成26年4月1日より実施します。

参考資料

